

令和元年度第3回野田市自立支援・ 障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時 令和2年1月17日（金）

午後1時30分から

場所 保健センター3階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）第七次千葉県障害者計画策定に係る意見の集計結果について

（2）地域生活支援拠点準備会の今後の方向性について

（3）基幹相談支援センターの事業内容について

（4）専門部会の報告について

4 その他

5 閉会

第七次千葉県障害者計画策定に係る意見の集計結果について

- 1 意見提出者 9人（うち、意見無しの連絡2人）
- 2 募集意見のテーマ
 - （1）現在の障害者施策について課題と思われること等
 - （2）第七次千葉県障害者計画に期待すること
- 3 提出内容
別添のとおり

主要な施策 1 入所施設等から地域生活への移行の推進 概要版3 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	事業所数が増えない原因の一つとして、発達障がい、自閉症の人向けのグループホームについて、通常より支援が必要な場合が多く、現報酬基準以上の費用が発生することも少なくないことが考えられる。 グループホームの利用者負担について、年金では不足している現状が課題。	共同生活援助の障害福祉サービス報酬体系の見直しに取り組む必要がある。 年金支給額の見直しや家賃補助の充実に取り組む必要がある。
(2) 日中活動の場の充実	特になし	特になし
(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害年金が支給されていない方は、国、県の経済的支援が無く、QOLの向上が課題。	経済的自立や所得保障の観点から障害年金の見直しに取り組む必要がある。
(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	事業所において、医療的ケアが必要な障がいのある方に対応できる人員（配置）が少ないことが課題。	医療的ケアが必要な障がいのある方に対応できる人員数を増やすための施策に取り組む必要がある。
(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	地域生活への移行を支えるグループホームの増加は望ましいが、障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、施設入所が必要な人もいることから入所施設も必要である。	地域生活への移行と入所施設の関わり方を位置付ける必要がある。
(6) 県立施設のあり方	特になし	特になし

主要な施策 2 精神障害のある人の地域生活の推進 概要版4 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築	特になし	特になし
(2) 精神科救急医療体制の 構築	特になし	特になし

主要な施策 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 概要版5 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 障害のある人への理解の促進	障がいのある人となない人が交流する行事が開催されているが、一時的な交流に終わってしまい、継続的に理解を深めることに繋がらないことが課題。 中途失聴者・難聴者の場合、障がいの程度区分に差があっても、日常生活において不便不自由をしているところが課題。	スポーツや文化活動、各種の福祉事業を展開できる公共施設（例えば、「埼玉県障害者交流センター」）を設け、継続的に交流できる環境整備に取り組む必要がある。 聴覚に障がいのある人の中でも絶対数の多い中途失聴者・難聴者の考えや意見を尊重し、配慮した施策に取り組む必要がある。
(2) 子どもたちへの福祉教育の推進	特になし	特になし
(3) 地域における権利擁護体制の構築	成年後見制度について、制度の周知不足や成年後見人等をサポートする機関が少ないことが支障となり、利用の促進が図られていないことが課題。	成年後見制度利用促進基本計画に位置付けのある「中核機関」の設置の促進に取り組む必要がある。 障がいを理由とする差別を解消するためにより一層の普及啓発に取り組む必要がある。
(4) 地域における相談支援体制の充実	特になし	特になし
(5) 手話通訳等の人材育成	特になし	特になし
(6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進	公共施設においては、手話通訳、要約筆記等の配慮と共に、補聴援助システムの環境を整備することや講演会等の案内には、情報保障の掲載を徹底することが課題。 聴覚障がい者は電話による連絡が取れない	補聴援助システムの環境整備について、性能が向上してきているため積極的に先端技術の導入及び利用促進に取り組む必要がある。 メール等による双方向通信ができる取り組

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
	ことから、外出時や停電時の連絡方法が少ないことが課題。	む必要がある。 日常生活の情報を取得しやすい環境整備に取り組む必要がある。

主要な施策 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 概要版6 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	放課後等デイサービスの利用について、千葉県が設定する個所数の目標は達成できているが、支援の質が確保されていないことが課題。	保護者目線から支援の充実度を把握するため、満足度などの定性的な評価指標を設ける必要がある。
(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	特になし	特になし
(3) 地域における相談支援体制の充実	特になし	特になし
(4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	新生児に対する聴覚障がいの早期発見と適正な療育のための聴覚スクリーニングの検査の実施率が低いことが課題。 数値目標について、施設の数など定量的な評価指標になっていることが課題。	新生児の聴覚スクリーニングの実施率の向上及び検査にかかる補助制度の創設に取り組む必要がある。 (再掲) 保護者目線から支援の充実度を把握するため、満足度などの定性的な評価指標を設ける必要がある。
(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	早期の難聴児について、幼児の言葉の発達訓練等のサポートが不足していることが課題。	ろう学校や地域の特別支援学校等のサポート体制の構築に取り組む必要がある。

主要な施策 5 障害のある人の相談支援体制の充実 概要版7ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 地域における相談支援体制の充実	相談支援員数は多くなく、報酬単価で賄えない部分の事務が多く多忙であることや外の就労に関する知識が必要であることから、就労支援事業所との円滑な連携が図れないことが課題。	相談支援事業所について、登録人数や質の高い支援や計画を実施している事業所に対して県単独加算の設置に取り組む必要がある。 相談支援事業所が健全に運営できるよう対策に取り組む必要がある。
(2) 地域における相談支援従事者研修の充実	特になし	特になし
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	日中支援後の自宅等での福祉サービスの種類、内容、事業所共に不足していることが課題。	千葉県発達障害者支援センター（CAS）と中核地域生活支援センターを連携した支援ネットワークを作成し、それに係る人材育成に取り組む必要がある。

主要な施策 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 概要版8 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 就労支援・定着支援の 体制強化	発達障がいや精神障がい者の就労について、就労希望者は増え、企業支援員も活躍しているが、支援体制や連携が充足していないことが課題。 就労定着支援について、事業所数の地域格差が大きく、就労先の選択肢が少ない地域があることが課題。	支援機関や企業等を対象とした研修の実施に取り組む必要がある。 就労継続支援A型や就労移行支援、就労定着支援を利用する際、相談支援事業所を経由した場合の支給決定を早められるよう見直しに取り組む必要がある。
(2) 障害者就業・生活支援 センターへの運営強化	特になし	特になし
(3) 障害のある人を雇用する 企業等への支援	就労意欲の高い障がい者について、加齢に伴う障がいの重度化により、就労先や就労継続が難しくなっていることが課題。 交通手段の確保ができずに、就労できない障がい者がいることや、交通の便が悪い立地のため雇用がうまくいかない企業があることが課題。	障がいのある高齢者を受け入れる体制づくりの支援に取り組む必要がある。 就労を希望する障がい者の運転免許取得に対する助成金や、障がい者の送迎に対する補助金の拡充に取り組む必要がある。
(4) 支援機関や関係機関の ネットワークの構築及び 情報共有化	(再掲) 相談支援員数は多くなく、報酬単価で賄えない部分の事務が多く多忙であることから、就労支援事業所との円滑な連携が図れないことが課題。 個人情報の取扱や各事業所の規程の違い、会議に参加することができない事情により、	(再掲) 相談支援事業所について、登録人数や質の高い支援や計画を実施している事業所に対して県単独加算の設置に取り組む必要がある。 ネットワークの強化について、個人情報の共有や会議にかかる人件費負担を共有サーバーの設置による軽減策やその整備にかかる補

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
	事業所間での情報共有が難しく連携が図れないことが課題。	助金の交付を検討する必要がある。
(5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	就労継続支援B型について、本人及び保護者が一般就労を望んでいない場合が多く、送迎エリアや本人に就労を継続する能力がなくても応諾せざるを得ない事業所や地域事情を考慮した場合、工賃向上計画の目標値設定が課題。	就労継続支援B型について、地域事情や本人都合を考慮した単価を設定できるよう見直しに取り組む必要がある。
(6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	特別支援学校新卒の就職者について、不適合な就職により定着率の低さが課題。	就労アセスメント等を経由し、卒業後に定着支援事業を利用できるようにし定着率の増加に取り組む必要がある。 支援の効果を計る指標として数値目標のみとすることが適正か再検討する必要がある。

主要施策 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 9 ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	特になし	特になし
(2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	特になし	特になし
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	(再掲) サービスの種類、内容、事業所共に不足していることが課題。	(再掲) 千葉県発達障害者支援センター(CAS)と中核地域生活支援センターを連携した支援ネットワークを作成し、それに係る人材育成に取り組む必要がある。
(4) 重度・重複障害者等の負担軽減の推進	特になし	特になし
(5) 重度・重複障害者等のある人等の地域生活移行の推進	特になし	特になし
(6) ひきこもりに関する支援の推進	ひきこもりの人数を正確に把握できていないことが課題。	小学生の不登校から含めた調査を行う必要がある。
(7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	特になし	特になし

主要施策 8 様々な視点から取り組むべき事項 概要版10ページ

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(1) 人材の確保・定着	福祉人材の確保が依然として難しいことが課題。	「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」等で障がい施設事業についての詳細な方針策定を求める。
(2) 高齢期に向けた支援	入所施設の利用者の高齢化が進み、医療機関への通院頻度の増加とともに施設の負担も増えてきていることが課題。	施設入所支援サービス費について通院加算等の創設に取り組む必要がある。
(3) 保健と医療に関する支援	特になし	特になし
(4) スポーツと文化活動に対する支援	特になし	特になし
(5) 住まいとまちづくりに関する支援	千葉県のバリアフリーマップについて、難聴者を補助する機器（ヒアリンググループ）の設置情報がなく、情報保障のガイドラインや福祉のまちづくり条例との整合性が欠如していることが課題。	当該機器を設置していることを表示するよう改善に取り組む必要がある。 障がいを理由とする差別を解消するためにより一層の普及啓発活動に取り組む必要がある。
(6) 暮らしの安全・安心に関する支援	障がいのある人の災害時の避難について、計画が未成熟であることが課題。 聴覚障がい者の場合、FAXによる通信方法が一般的だが、外出時や停電時に送受信が困難である。	災害時における緊急連絡、避難誘導、避難場所における情報保障の対応を確立する必要がある。 メールによる通信・連絡ができるよう配慮を求める。
(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知	特になし	特になし

第六次千葉県障害者計画 項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
(8) 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取り組み	特になし	特になし

主要施策外 その他

項目	1. 現在の障がい者施策について課題と思われること等	2. 第七次千葉県障害者計画に期待すること
計画策定手続について	第四次計画や第五次計画の策定時と比べて、障がい者の声を直接県に伝える機会が少なくなった。 県の施策を協議する場で、中途失聴者・難聴者の意見が尊重されていない。	パブリックコメント以外にも、お互いの理解と認識を深める機会を設ける必要がある。 中途失聴者・難聴者の当事者の考えや意見を尊重するよう求める。
障害福祉サービスについて	県内において、障がい者の利用できるサービスに地域格差があることが課題。 障がい者の自宅療育をフォローする事業が無い。	地域格差を解消する施策に取り組む必要がある。 成人の家庭支援加算の設定を求める。 生活介護について、サービスの質に対する報酬単価の設定を求める。

野田市地域生活支援拠点等整備準備会の解散と 新たな地域生活支援拠点等整備の協議の場の設置について

○今までの経過

平成27年8月13日に開催された「平成27年度第1回野田市地域自立支援協議会」において、地域生活拠点整備の課題の整理のため、「野田市地域生活支援拠点等整備準備会」が設立され、委員長や各部長、委員などの代表6名が委員となりました。

これまで、15回開催し、「障がい者に対応した特別養護老人ホーム及び特養への中間施設となるショートステイ併設型のグループホームを整備し、地域生活支援拠点の基幹施設とし、面的整備を基本にし、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける方向で整備する」ことや人材育成については、先行的に準備会が中心となり、研修会や関係施設の職員間の交流を進めてきました。

○野田市地域生活支援拠点等整備準備会の今後

令和2年4月に、準備会等の検討結果を踏まえ、野田市地域生活支援拠点の面的整備の中核となる施設が開設することとなり、求められる5つの機能がそろふこととなります。

そのことにより、“準備会”の役目は終えたと考え、令和2年3月末で解散。

○これからの地域生活支援拠点整備の運営検証の必要性

野田市の地域生活支援拠点整備事業は、開設が目的でなく、継続的な地域共生社会を築く必要があり、運営の検証やさらなる推進が必要であることから、運営会議を設立。

○野田市地域生活支援拠点等運営会議(仮称)

位置付け 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の部会となる組織

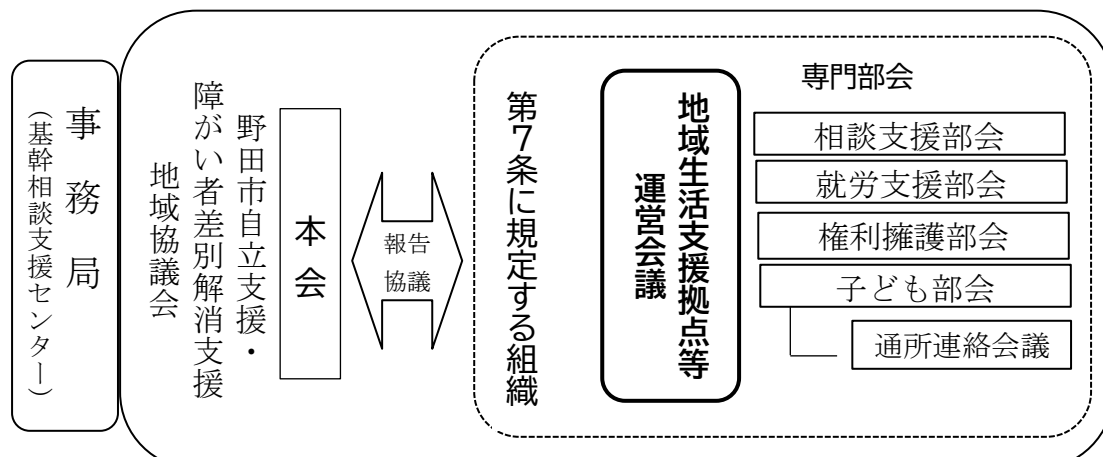
委員構成 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会から選出

会長、副会長、各部長(4) 合計6人(必要に応じ関係者の出席)

事務局 基幹相談支援センター(当分の間市が中心となり運営)

○自立支援協議会と運営会議の関係

- ① 地域連携の現状分析と課題の整理及び評価
- ② 先進事例の研究
- ③ 今後の整備方針等の検討



野田市地域生活支援拠点等整備の5つの機能〔面的整備〕

① 相談

野田市基幹相談支援センター 業務委託

・24時間対応 ・緊急時等の初期対応 ・コーディネート

・基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

緊急受入1床(短期入所) ナーシングピア船形(仮称)

・3障がい対象

・短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

グループホーム・短期入所 ナーシングピア船形(仮称)

・GH 男女別各5床 (原則市内在住40歳以上の知的障がい者)《中間施設》
・SS 男女共通8床 (内緊急受入1床) 《登録制(緊急除く)》

・地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

準備会⇒地域生活支援拠点等運営会議・野田市

・喀痰吸引研修 ・講演会等の実施 ・地域支援者間の情報交換

・医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

野田市基幹相談支援センター 業務委託

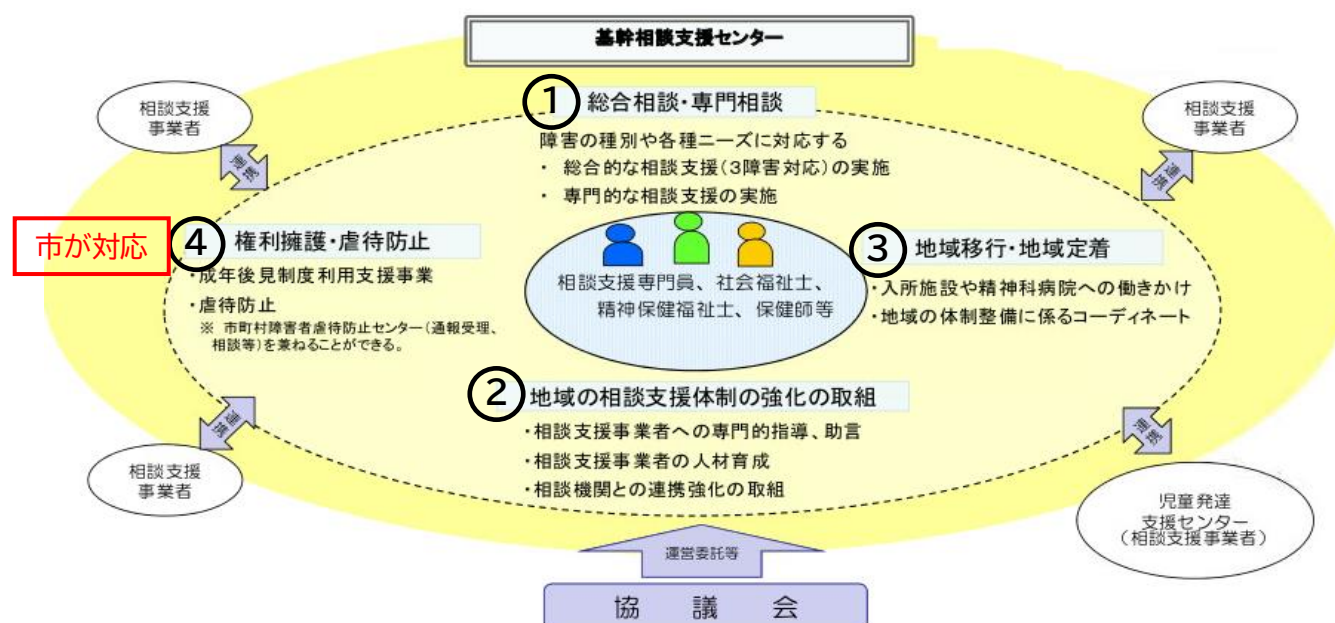
・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の事務局
・障がい福祉サービス事業所、関係機関との連携

・基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

野田市基幹相談支援センターの役割と業務について

1 基幹相談支援センターに求められる役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)を実施し、地域の実情に応じて業務を行う。(厚生労働省)



・現状

市には基幹相談支援センターは設置されておらず、市(相談支援係)、各相談支援事業所及び中核地域生活支援センターなどがそれぞれの得意分野で、国の方針に示された以下の4点の機能を代替している。

・基幹相談支援センターが持つべき4つの役割(国の指針)と委託内容

令和2年度から基幹相談支援センターに業務委託する事業

- ① 総合相談・専門相談
- ② 地域の相談支援体制の強化
- ③ 地域移行・地域定着

令和2年度からの業務委託を予定していない事業

- ④ 権利擁護・虐待防止(差別対応・虐待対応)

※ 市が直接行うが、相談は基幹相談支援センターでも受け付け、緊急避難や成年後見制度利用等について市や成年後見支援センター等との連携を図る。

委託先(予定) 社会福祉法人 円融会

設置場所 第二の福祉ゾーン ((仮称)ナースングピア船形に併設)

野田市船形297-2

委託日(予定) 令和2年4月1日

① 総合相談・専門相談

ア 想定される事業内容

- ・緊急、困難ケース(触法・DVなど)の初期対応≪24 時間対応≫
 - 障がい者手帳又は障害支援区分を持たないケース
 - 深夜、早朝などの支援者に繋がらないケース
- ・各種相談の初期受付、適切な事業所への案内
- ・相談事業所からの相談に対し適切な指導・助言を行う
- ・市からの依頼による支援につながっていないケースのアウトリーチ支援

イ 対応の考え方

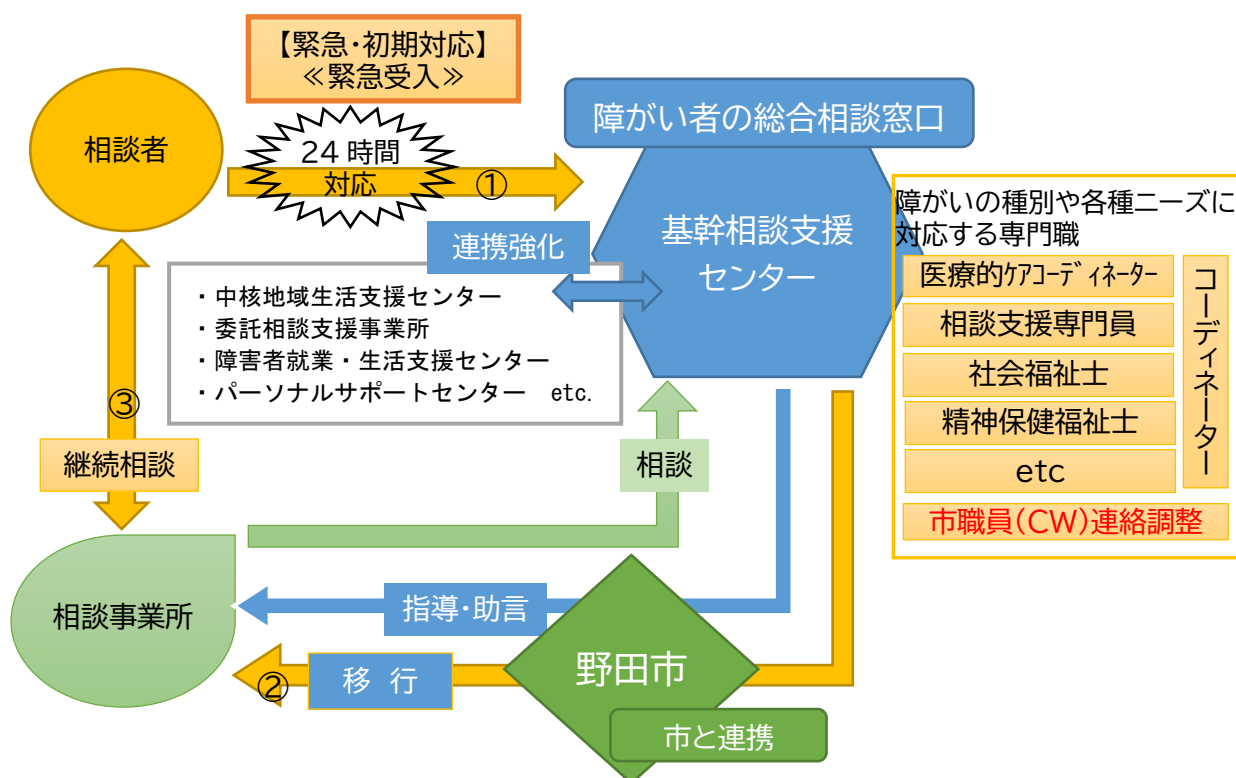
- ・緊急又は困難ケースの初期相談対応を主業務とし、個別支援や継続的支援は主目的としない。
- ・アセスメントの結果、必要とされる支援は市と連携し適宜対応するものとする。
- ・初動の対応は行うが継続的支援については、市を通しすみやかに特定相談支援事業所などに移行する。

ウ 現在の主な対応者(所)

- ・中核地域生活支援センター(のだネット)
- ・委託相談支援事業所(地域活動センターさくら、桐友学園)
- ・特定相談支援事業所(市内 11 か所)

エ 令和2年度以降の方向性

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターなどの専門性の高い事業の中核的役割を担うことを目標とする。



② 地域の相談支援体制の強化

ア 想定される事業内容

- ・相談支援事業所又は各事業所が抱える緊急・困難事例への助言指導(スーパーバイズ)
- ・相談支援事業所間又は障害福祉サービス事業所間のコーディネート
- ・相談支援専門員の集いのような事業所間の情報共有の場の提供
- ・圏域内及び近隣圏域まで含めた社会資源の情報収集・提供(社会資源の発掘を含む)
- ・地域の相談支援事業者の人材育成

イ 対応の考え方

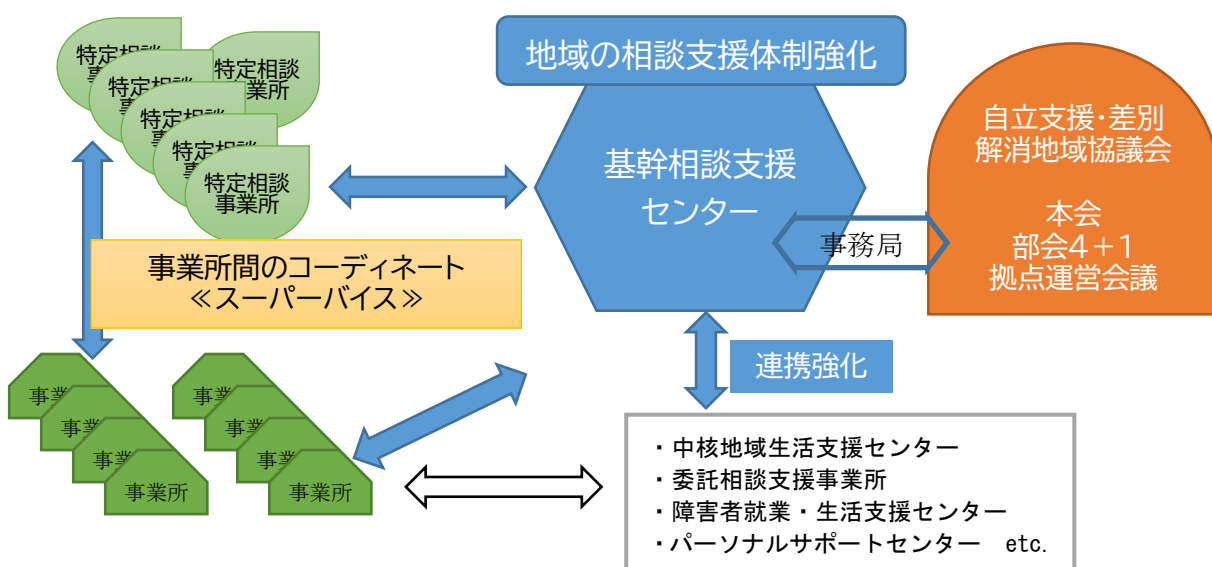
- ・緊急・困難事例への対応についての助言又は指導が基幹相談支援センターの役割であり各事業所から対応を引き継ぐことは想定しない。
- ・コーディネートのため、平時から各事業所間と連携を密とする。
- ・児童の短期入所などの対応は限られた社会資源の中で、拠点の緊急短期入所のみでは困難であることから、近隣圏域まで含めた社会資源の情報を収集し、事業所からの相談があった場合は適切な対応が出来るように準備する。

ウ 現在の主な対応者

- ・中核地域生活支援センター(のだネット)
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

エ 令和2年度以降の方向性

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の事務局としての運営を目標とする。(当分の間は、市が中心となり運営)



③ 地域移行・地域定着強化

ア 想定される事業内容

- ・県事業を受託している江戸川病院又は障がい者グループホーム支援ワーカーと連携し、精神障がい者も含め地域移行を促進する。
- ・地域移行後の障がい者が地域社会に溶け込めるよう、生活介護事業所、就労継続支援などの障害福祉サービス事業所並びに地域活動支援センターなどの障がい者支援施設又はハローワーク並びに障害者就業・生活支援センターなどの就労支援関係団体との連携体制を構築する。

イ 対応の考え方

- ・関係機関のコーディネート業務が主業務。
- ・コーディネートのため、平時から各事業所間と連携・平時からグループホーム支援ワーカーなどから、近隣圏域まで含めた社会資源の情報を収集し、地域移行の相談があった場合は、関係機関と調整業務。

ウ 現在の主な対応者

- ・江戸川病院(県委託事業:精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム)

エ 令和2年度以降の方向性

- ・一般相談支援事業所とし、令和 3 年度までの認可を目標とする。
《基本相談支援に加え地域相談支援(移行支援・定着支援)を行う》
- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築(協議の場)
《協議の場(協議会等)の設置運営》(第 5 期野田市障がい福祉計画)

